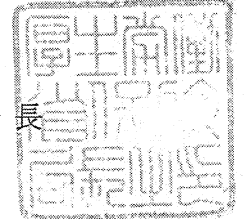


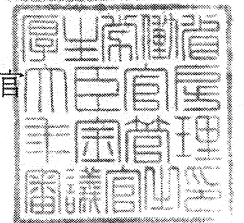
保発0726第4号
年管発0726第1号
平成25年7月26日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長



厚生労働省年金管理審議官



雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成25年政令第224号。以下「改正令」という。)、船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第93号。以下「改正省令」という。)及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第57条の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第249号。以下「改正告示」という。)については、本日公布され、平成25年8月1日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。また、今回の取扱いについて、受給者等に対し、周知方特段の御配慮願いたい。

記

I 改正の趣旨

船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による障害年金等の額については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による障害補償年金等の算

定の方法その他の事情を勘案して改定する必要があることから、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）等について所要の改正を行うものである。

II 改正の主な内容

1 改正令の主な内容

(1) 賃金スライド率の改定

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）による改正前の船員保険法（以下「平成 22 年改正前船員保険法」という。）の規定による障害年金等の額について、平成 24 年度の賃金の動向を踏まえ、労働者災害補償保険法による障害補償年金等の額と同様に、災害発生日又は被保険者資格喪失事由発生日に応じた賃金スライド率を別紙のとおり改定すること。

(2) 経過措置

平成 25 年 7 月以前の月分の平成 22 年改正前船員保険法の規定による障害年金等の額については、なお従前の例によること。

2 改正省令の主な内容

(1) 賃金スライド率の改定

船員保険法の規定による障害年金等の額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）による改正前の船員保険法（以下「昭和 60 年改正前船員保険法」という。）の規定による障害年金等（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額について、1（1）と同様に、賃金スライド率（船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）別表第 5）を別紙のとおり改定すること。

(2) 経過措置

平成 25 年 7 月以前の月分の船員保険法の規定による障害年金等の額及び昭和 60 年改正前船員保険法の規定による障害年金等の額については、なお従前の例によること。

3 改正告示の主な内容

平成 22 年改正前船員保険法第 50 条ノ 9 第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣が定める葬祭料の額について、賃金スライド率が適用される資格喪失事由発生日を平成 24 年 3 月 31 日以前とし、賃金スライド率を別紙のとおり改定すること。

Ⅲ 施行期日

改正令及び改正省令は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、改正告示は、平成 25 年 8 月 1 日から適用すること。

賃金スライド率の対比

【別紙】

(平成25年8月実施)

災害発生年度	改正前スライド率	改正後スライド率
昭和27年度以前	24.72	24.64
28年度	21.77	21.70
29年度	20.54	20.48
30年度	19.65	19.59
31年度	18.54	18.48
32年度	17.89	17.83
33年度	17.63	17.57
34年度	16.56	16.51
35年度	15.58	15.53
36年度	13.94	13.89
37年度	12.54	12.50
38年度	11.30	11.27
39年度	10.20	10.17
40年度	9.34	9.31
41年度	8.47	8.45
42年度	7.63	7.60
43年度	6.75	6.73
44年度	5.91	5.89
45年度	5.08	5.06
46年度	4.45	4.44
47年度	3.85	3.84
48年度	3.24	3.23
49年度	2.61	2.60
50年度	2.22	2.21
51年度	2.00	1.99
52年度	1.82	1.82
53年度	1.73	1.72
54年度	1.63	1.62
55年度	1.54	1.54
56年度	1.47	1.47
57年度	1.40	1.40
58年度	1.36	1.36
59年度	1.32	1.32
60年度	1.28	1.27
61年度	1.25	1.24
62年度	1.22	1.22
63年度	1.18	1.17
平成元年度	1.14	1.14
2年度	1.11	1.11
3年度	1.07	1.07
4年度	1.05	1.04
5年度	1.03	1.03
6年度	1.01	1.01
7年度	1.00	0.99
8年度	0.98	0.98
9年度	0.97	0.97
10年度	0.98	0.97
11年度	0.97	0.97
12年度	0.97	0.96
13年度	0.98	0.97
14年度	0.98	0.98
15年度	0.98	0.98
16年度	0.99	0.98
17年度	0.98	0.98
18年度	0.99	0.98
19年度	0.98	0.98
20年度	0.99	0.98
21年度	1.00	1.00
22年度	1.00	1.00
23年度	1.00	1.00
24年度		